

2022年12月9日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ス コ ッ ト
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 中 林 毅
(スタンダード：コード番号：3264)
問 合 せ 先 取 締 役 兼 執 行 役 員 豊 泉 謙 太 郎
コーポレート本部長
(TEL. 03-6721-0244)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催した取締役会において「定款一部変更の件」を2022年12月26日開催予定の当社第24回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 定款第2条の変更は、当事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため事業目的に追加するものであります。
- (2) 定款第16条の変更は、「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条第1項を新設するものであります。
 - ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条第2項を新設するものであります。
 - ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の変更に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (3) 本定款変更は、2022年12月26日開催予定の当社第24回定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

(1) 変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第2条 (目的) 当社は、次の各号の事業を営むことを目的とする。 (1)～(15)現行どおり 〈新設〉</p> <p>(16)前記各号に付帯する一切の業務 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>〈新設〉</p> <p>〈新設〉</p>	<p>第2条 (目的) 当社は、次の各号の事業を営むことを目的とする。 (1)～(15)現行どおり <u>(16)不動産所有会社の設立および運用事業ならびに当該会社の売却および事業譲渡</u></p> <p>(17)前記各号に付帯する一切の業務 〈削除〉</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>1 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する規定の施行の日(以下、施行日という)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>2 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

(1) 定款変更のための株主総会開催日 2022年12月26日

(2) 定款変更の効力発生日 2022年12月26日

(注) 上記内容につきましては、2022年12月26日開催予定の当社第24回定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以上